

源泉徴収票作成事務・社会保障関係手続のための
マイナンバーの提出のお願い

1. 当社がマイナンバーを利用する目的

「源泉徴収票・法定調書作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務（第3号被保険者に係る届出を含みます）」「労働保険届出事務」の諸手続のため。

2. 「通知カード」の保管のお願い

平成27年10月以降、マイナンバーが記載された「通知カード」が、簡易書留により各家庭に送付されます。家族の分も含め、紛失しないように気をつけて、管理してください。



3. 会社へのマイナンバーの提出対象者

従業員本人のほか、その配偶者や扶養親族のマイナンバーも提出が必要です。いずれのマイナンバーも、「平成28年分の扶養控除等（異動）申告書」に記入して提出してください。

特に配偶者や扶養親族のマイナンバーについては記載に誤りのないことを確認してください。

4. 提出書類

(1) 平成28年分の扶養控除等（異動）申告書

(2) 従業員本人の通知カード

番号に相違がないことを確認後、返却します。

配偶者や扶養親族の通知カードの提出は必要ありません。

5. 提出期限

××年××月××日